

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止について

出席停止になる病気

【第1種】

病 名	出席停止期間
・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・ラッサ熱・ジフテリア ・マールブルグ病 ・急性灰白髄炎(ポリオ)・重症急性呼吸器症候群(SARS) ・鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで

【第2種】

病 名	出席停止期間
インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(下記の早見表参照)
百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が「かさぶた」になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで

※治癒証明書は、医師の診断後に出席停止期間を経過し再登校が可能になりましたら、保護者の方で『治癒届』の記入をお願いしています。用紙は登校後にお子さまにお渡しするか、事務室へも置いています。

【第2種】

病 名	出席停止期間
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【第3種】

病 名	出席停止期間
・コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎 ☆その他の感染症・・・溶蓮菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎等で出席停止の措置が必要なもの	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

「インフルエンザ出席停止基準」早見表 ※発症0日は、咳・頭痛・発熱等の症状が出現した日

		発症0日	発症1日	発症2日	発症3日	発症4日	発症5日	発症5日経過後		
A	発症1日目で解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
B	発症2日目で解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
C	発症3日目で解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
D・Eは発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止となります。										
		発症0日	発症1日	発症2日	発症3日	発症4日	発症5日	発症6日	発症7日	発症8日
D	発症4日目で解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱1日 出席停止	解熱2日 出席停止	登校可能	登校
E	発症5日目で解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱1日 出席停止	解熱2日 出席停止	登校可能